

集積場所維持管理の手引き

令和7年10月

茅ヶ崎市

1 趣旨

ごみ・資源物の集積場所（以下、「集積場所」という。）は、地域の皆さまで設置場所の調整から維持管理、廃止の手続きまでの一連の流れで行っていただいております。集積場所を清潔に保つには、表 1 に示す集積場所に関わる 3 者が、それぞれの役割をお互いに認識し合い、任された役割を主体的に果たしていくことが重要です。

この手引きは、各者の役割を明確にし、適切な集積場所の維持管理を促すものです。

表 1 集積場所に関わる 3 者

1	地域（自治会等）
2	個人（設計会社、不動産管理会社、不動産オーナー等（以下、「不動産関係事業者」という。）含む）
3	茅ヶ崎市（環境事業センター）

2 集積場所の課題

集積場所では表 2 に示すとおり様々な課題が発生し、その多くが常態化しています。近年では、新たに集合住宅や宅地開発がされることで、開発行為前は家屋が 1 戸であったところが 7 戸になる、あるいは空き地や駐車場であったところが開発行為後は 2 3 戸の集合住宅になるなどをきっかけとし、集積場所の課題が発生することが多くなっています。（集積場所を使用する世帯数は、ごみは 8 世帯以上、資源物は 2 4 世帯以上を目安としています。）

表 2 常態化している課題

1	集積場所の設置の困難化
2	集積場所を利用する世帯数の調整
3	なくなる不適正排出と周辺環境の悪化
4	不適正排出者の特定の困難化
5	集積場所の維持管理負担の偏り（不公平感の発生）

3 集積場所の課題解決のための各者の役割

集積場所の課題解決のために、3つの場面における3者の主な役割は図1に示すとおりです。

図1 課題解決のための各者の役割

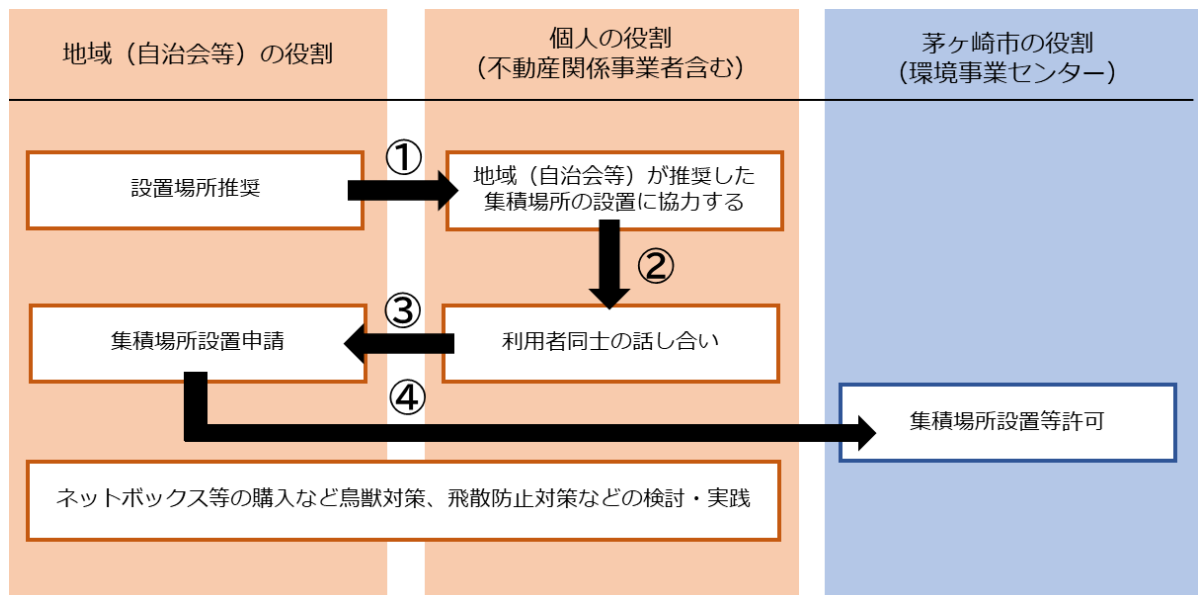
3つの場面	地域（自治会等）の役割	個人の役割 （不動産関係事業者含む）	茅ヶ崎市の役割 （環境事業センター）
1. 集積場所の設置	設置場所推奨 集積場所設置申請 ネットボックス等の購入など鳥獣対策、飛散防止対策などの検討・実践	地域（自治会等）が推奨した集積場所の設置に協力する 利用者同士の話し合い	集積場所設置等許可
2. ごみ出しと収集	出し方のルール遵守の呼びかけ	ルールを守ってごみ出し	ルール設定・普及啓発 収集
3. 集積場所の維持管理	清掃当番などルールの設定 不適正排出の対応	清掃当番などルールの調整 清掃当番などルールの遵守	調査・改善勧告

4 集積場所で起こる場面ごとの3者の役割の課題やお願い事項

集積場所の設置における3者の主な役割は次の図2～図4に示すとおりです。

1. 集積場所の設置

図2 集積場所の設置における3者の役割



➡ ① 地域(自治会等)から個人(不動産関係事業者含む)への設置場所推奨

利用者が増え続け、新たに利用者を増やすことが困難な集積場所があります。

そのため、特に不動産関係事業者は、地域（自治会等）と相談せずに既存の集積場所を利用できると案内しないこと、そして、地域（自治会等）や市から集積場所の設置場所を推奨（居住者だけが利用する集積場所の単独設置など）された場合には、設置が困難な場合（※）などを除き極力協力することとしてください。

（※）パッカー車の進入や転回ができないなどの物理的な要因があります。



（溢れた集積場所の様子）

➡ ② 利用者同士の話し合い

自宅近くに集積場所がある方にとっては、不適正排出物に対するストレスや清掃等の維持管理の負担は大きなものとなっています。集積場所の設置においては、利用者間で不公平とならないように話し合いをしてください。地域によっては、設置場所を輪番制としたり、利用者が金銭等の負担をしたりしている地域もあります。



➡ ③ 個人から地域へ集積場所決定の報告

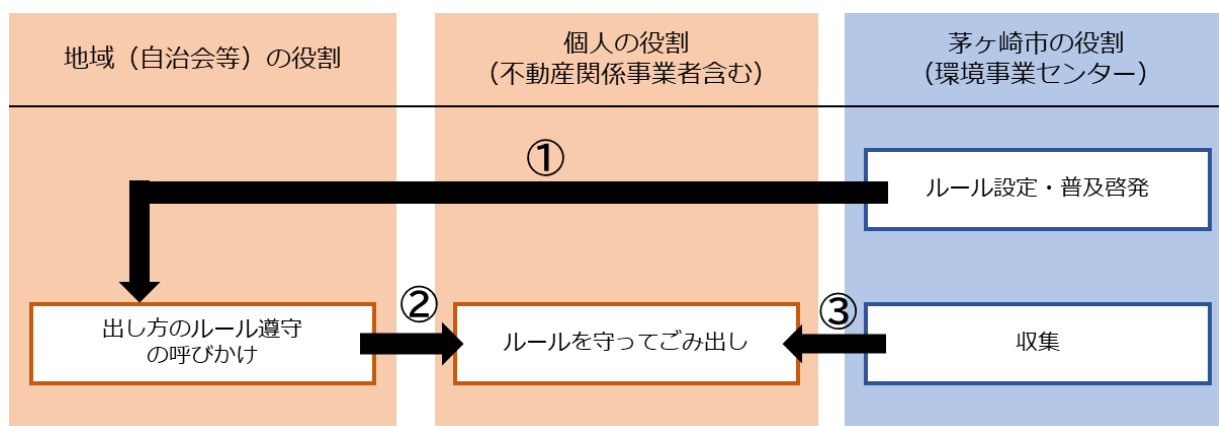
合意形成後にいよいよ集積場所の利用開始に向けた事務的準備（＝集積場所設置申請）となります。

➡ ④ 集積場所設置申請

集積場所を使用する世帯数は、ごみは8世帯以上、資源物は24世帯以上を目安としていますが、基準どおりとすると課題が解決できない集積場所もあるため、この基準がありつつも、地域の実情に応じて基準に満たない世帯数でも集積場所の分散設置を認めます。詳しくは環境事業センター業務担当にご相談ください。

2. ごみ出しと収集

図3 ごみ出しと収集における3者の主な役割



➡ ① 茅ヶ崎市から地域へルール設定、普及啓発

市が発行する「ごみと資源物の分け方・出し方」や「集積場所維持管理の手引き」の配布、説明会や意見交換会の実施をします。

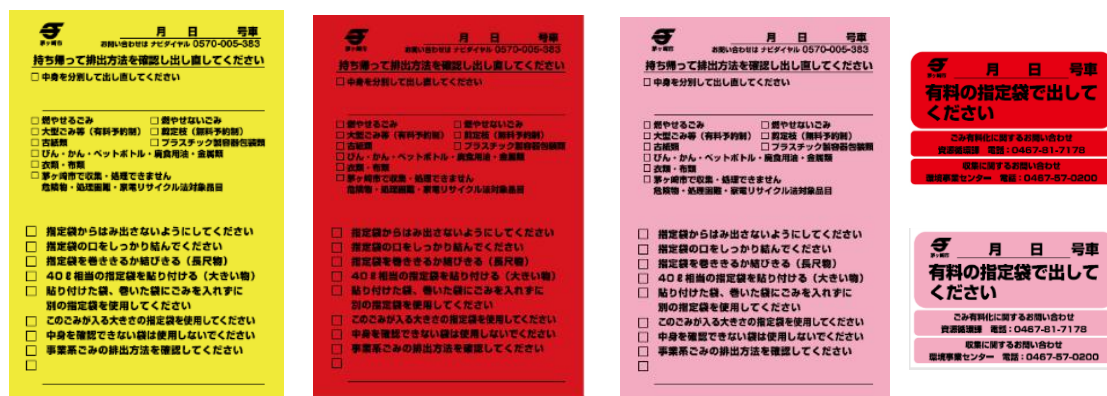


（環境学習会の様子）

➡ ② ➡ ③ ルールを守ってごみ出し

排出の方法や時間などごみ出しのルールを決めていますが、収集時間以降に出されるごみ（後出し）や資源物の中にごみを混せて排出するなど、ルールに合っていない出し方をされている方は少なくありません。

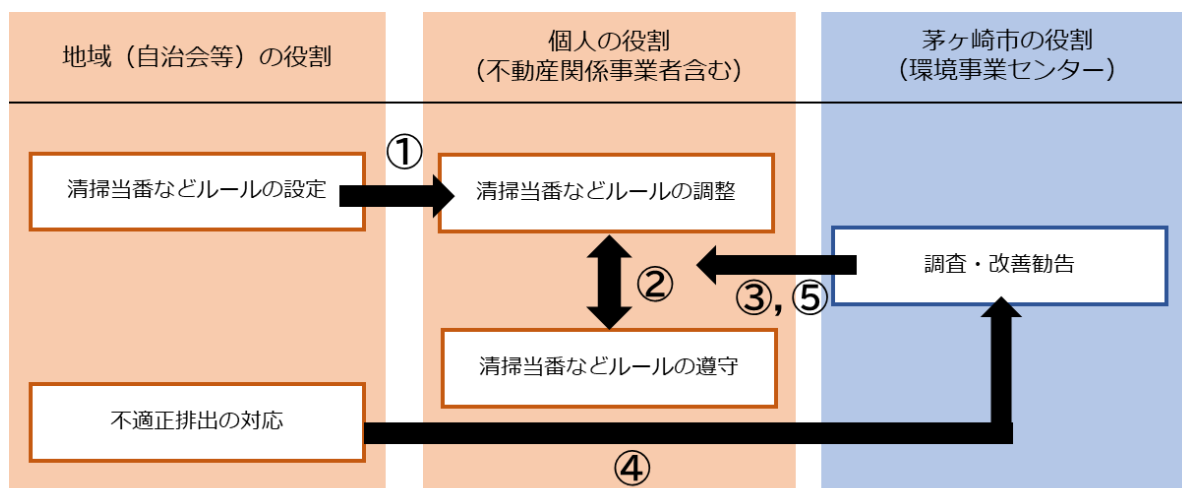
市は不適正排出者に正しい方法でごみを出し直していただくために、啓発シールを貼り付け、出された状態のまま集積場所にルール違反のごみを残置しておきますが、その他の利用者は一定期間の間、集積場所が不適正な状態であることを我慢していただくこととなります。ルール違反のごみは悪臭や環境悪化など周囲に迷惑がかかることを十分に理解し、ルールに合ったごみ出しをするように心掛けてください。



（市が使用している啓発シール）

3. 集積場所の維持管理

図4 集積場所の維持管理における3者の主な役割



➡ ① 地域から個人へ清掃当番などのルールについて促す

集積場所は利用者全員でルールを守って適正に維持管理する旨を伝えてください。

↔ ② 清掃当番などルールの実施

集積場所は利用者の皆さままで使用されているため、清掃当番なども利用者の皆さままで実施してください。

不動産関係事業者は、管理物件の地域で清掃当番などのルールがあるかを確認し、ルールがある場合には居住者に参加を促してください。

集合住宅によっては、当初はごみを地域で受け入れていましたが、「ごみ出しのルールが守られない」、「清掃当番にも一切参加しない」という状況が続き、地域での受け入れは困難と判断され、単独で集積場所を設けるよう強くお願いされてしまった集合住宅もあります。

地域とのトラブルとなることから、新設だけでなく既存の集合住宅であっても居住者へ集積場所を利用する際のルールを遵守するよう促してください。

➡ ③ ➡ ⑤ 調査・改善勧告

収集職員が収集作業時に不適正排出を発見して実施する場合は③となり、地域から市へ相談があってから調査・実施するものが④→⑤の流れとなります。啓発シールの貼り付けや看板等での啓発、不適正排出者を特定するため開封調査などを実施します。

➡ ④不適正排出の相談

不適正排出に対する改善指導を市で実施しているため、不適正排出が続く集積場所については開封調査を実施します。お困りの場合は市に相談してください。(プライバシーの観点から地域で開封調査を実施することはお控えください。)

5. 自治会の加入を検討してください

集積場所で生じる様々な課題を、個人で解決することは非常に困難です。

また、集積場所の維持管理には、清掃や設備等の費用を要し、その場所を使っている人たちで分担することが原則です。

茅ヶ崎市内の各自治会は地域に根ざし、コミュニケーションを図って様々な課題解決に取り組んでいる団体です。

自治会は集積場所に関しても重要な役割を担い、清掃当番やネットボックスの購入等、維持管理に係る負担を分担する体制を整えています。

茅ヶ崎市は自治会への加入を推奨しています

【住民の皆さまへ】

・地域の美化やごみに関する事柄は、皆さまで協力し合う必要があります。

ぜひ、自治会への加入を検討してください。

・事情により自治会に加入しない方は、利用者として集積場所の清掃当番、設備の費用負担など、地域のルールに協力していただき、近隣の方に不公平感を与えず自身も気持ちよく集積場所を利用できるようにしましょう。

・「集積場所を利用したいが清掃当番はやりたくない」、「費用負担はしたくないがネットボックスは利用したい」、「自治会活動の恩恵だけを受けたい」というのは、地域活動を実施している方々からすると『不公平』なことです。自治会への加入は任意ですが、集積場所を利用して生活する住民の『責任』を果たし、地域に迷惑をかけないことを心掛けてください。



【不動産関係事業者の皆さまへ】

賃貸物件に居住する方の中には自治会に加入しない方も多く、ごみや資源物の分け方・出し方をはじめ、地域の清掃ルール等を知らない場合があるため、ごみ出しのルールをご説明いただくことに加え、自治会への加入推奨にもご協力をお願いします。

【地域（自治会等）の皆さまへお願い】

自治会への加入は推奨していますが、自治会未加入者であってもごみを集積場所に出すことを認めてくださいますようお願いいたします。

※ 自治会未加入者は、自治会加入者との不公平感が発生しないように個人の役割を十分に果たすようにしてください。

6. その他(自治会への加入について)

茅ヶ崎市公式ホームページ 「自治会への加入について」

こちらからホームページをご覧ください

ちがさき
えぼし麻呂



集積場所維持管理の手引き

令和7年10月発行

発行・編集 茅ヶ崎市環境部環境事業センター 業務担当

〒253-0071 神奈川県茅ヶ崎市萩園1085番地

e-mail kankyujigyoku@city.chigasaki.kanagawa.jp

電話 0467-57-0200（直通）

FAX 0467-86-6833
